苫小牧市郵便入札実施要領

（目的）

第1条　この要領は、苫小牧市契約に関する規則（昭和29年10月6日規則第13号）（以下「規則」という。）に基づき市が実施する入札及び見積(以下「入札」という。）において、郵便による入札を実施することにより、入札参加者の利便性の向上を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2条　郵便入札の対象は、財政部契約課が執行する200万円以上の工事並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査業務の委託業務（以下「工事等」という。）に係る入札とする。ただし、市長が郵便入札の方法によらないことが適当と認める場合はこの限りではない。

（入札の告示又は指名並びに見積通知）

第3条　市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、規則又は要領等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項も併せて告示等を行うものとする。

(1) 入札書及び工事費内訳書、さらに簡易型地域密着一般競争入札の場合においては入札参加資格審査申請書（以下「入札書等」という。）の提出方法

(2) 入札書等の配達指定日及び発送手続期間

(3) 入札書等の送付先

(4) 郵便入札の規定に反した入札を無効とする旨

(5) その他、市長が必要と認める事項

（入札書等の郵送方法）

第4条　郵便入札の入札参加者は、入札書等を一般書留又は簡易書留で、配達日指定郵便の方法により、前条第2号に示す期間に郵便局にて手続をし、告示に示された期限及び送付先へ到達するようにしなければならない。

2　郵便入札に用いる封筒は長形3号とし、電子調達ポータルよりダウンロード又は財政部契約課より配布された封筒表紙を貼付け、1件の入札につき 1 枚の封筒を使用することとする。

3　入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を前項に規定する封筒に同封しなければならない。

（入札書等の保管等）

第5条　市長は、入札書等が到達したときは、開札の日時まで財政部契約課において厳重に保管するものとする。

2　到達した入札書等は、撤回又は差し替えをすることができない。

3　入札書等の到着の確認の問い合わせについては、入札参加者が直接、郵便事業株式会社への問合せ又は郵便事業株式会社による郵便追跡システムで確認することとし、財政部契約課は応じないものとする。

（無効の入札）

第6条　規則等に定めるもののほか、次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 入札書等及び封筒表紙に記載された工事名等が異なる入札

(3) 入札書等のいずれかが不足した入札

(4) 第4条に規定する郵送方法によらない入札
(5) 告示等で示した入札書等の配達指定日以外に到達した入札(第12条の規定により、入札を延期した場合を除く。)
(6) その他この要領に定める入札に関する条件に違反してなされた入札
2 前項の規定により無効となった入札書等は返却しないものとする。

(開札の立会い)

第7条 市長は、工事入札事務に関係のない職員(再任用、任期付、会計年度任用含む)1名以上を開札に立会わせるものとする。
2 入札が適正に執行されたことを証明するため、立会人に署名を求めるものとする。

(立会人の役割)

第8条 立会人の役割は次のとおりとする。
(1) 入札参加者数の確認
(2) 封筒が開封されていないことの確認
(3) 入札書及び工事費内訳書の内容確認
(4) 失格及び無効札の確認
(5) 落札(候補)者及び落札金額の確認
(6) 電子入札システムにおける電子署名、または、郵便入札立会証明書(様式 1)への署名

(傍聴)

第9条 入札参加者は、傍聴することができる。この場合、入札執行予定時刻の10分前までに、市役所2階入札室にて入札傍聴申込書(様式2)にて受付をするものとする。
2 傍聴の定員は10名とする。ただし、市長の判断でこれを変更することができる。
3 傍聴人は、開札中に入札室の出入りはできないものとする。なお、途中で退室する場合は、入札執行者にその旨を告げて退室するものとする。
4 傍聴人が、入札会場の秩序を乱す等、入札執行妨害となるような行為をしたり、係員の指示に従わない場合は、入札執行者はその傍聴人を退室させることができることとする。

(開札)

第10条 開札は、告示等に記載した入札日時に行うものとする。
2 開札の結果、落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじで落札者等を決定するものとする。

(落札者の決定等)

第11条 市長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、当該落札者に電話連絡をするものとする。また、入札結果を電子調達ポータル及び財政部契約課ホームページに公表するものとする。

(入札の延期等)

第12条 市長は、郵便入札において、必要があると認めるときは入札を延期、中止又は取り消すことができるものとする。なお、延期の場合は、入札書等を延期後の入札日時まで厳重に保管することとし、中止又は取り消しの場合は、当該入札書等を参加者に返却するものとする。

(準用)

第13条 郵便入札を行う場合には、この要領により実施するものとし、この要領に定めの

ない事項については、規則等の取扱いによるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月31日から施行し、同年3月1日以後に工事等入札指名委員会に付議する工事等から適用する。令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式１（第7条関係）

郵便入札立会証明書

1.入札日時　　年　　月　　日　　時　　分

2.工事(業務)名　　別紙のとおり

上記の入札について、苫小牧市郵便入札実施要領(平成24年4月2日施行)第7条第2項の規定により、適正に執行されたことを証明します。

苫小牧市長様

年　　月　　日

入札立会人　　部　　課

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式２（第9条関係）

入札傍聴申込書

入札日　　年　　月　　日　　※申込みは、入札日時の10分前まで受付します。

NO	会社名	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			